

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	京都府公安委員会 第 104 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	運転代行ナイト
	主たる営業所が所在する市区町村	京都市南区
処 分 年 月 日		令和6年12月7日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項第3号に定める事項について変更があったにも関わらず、主たる営業所を管轄する公安委員会に、変更に係る事項その他の政令で定める事項を記載した届出書を、当該変更があった日から10日以内に届け出なかったもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項
処分を行った公安委員会		京都府公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。